



## 2025年2月4日からの大雪に伴う 住家の屋根等の除雪の申込みを開始します



ターゲット 13.1

2025年2月14日

郡山市保健福祉部  
保健福祉総務課  
課長 門澤 康成

TEL：924-3826

SDGs ターゲット 13.1 「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭化（レジリエンス）及びその適応の能力を強化する。」

令和7（2025）年2月10日（月）の災害救助法の適用を受け、2月4日からの大雪に伴う積雪により倒壊のおそれのある住家の除雪を実施します。

### 1 対象となる要件（貸家は対象外）

以下の3つの要件全てを満たす方（世帯）が対象となります。

- （1）現在居住している住家が倒壊等し、生命・身体に危害を受ける恐れがある場合
- （2）自らの労力では除雪することができないこと（高齢者世帯や障害があり、対応できる家族等が県内にいない等）
- （3）事業者へ依頼する資力がないこと（住民税非課税世帯等）

### 2 対象となる住宅の状況

- （1）住宅に軋み（きしみ）が生じている。
  - （2）雪の重みにより、住宅の出入口の開閉に支障が生じている。
  - （3）積雪が窓ガラスに密着して、窓ガラスが割れるおそれがある。
  - （4）降り積もった雪と屋根雪が繋がって、窓ガラスや壁面を損傷させるおそれがある。
  - （5）プロパンガスや給湯器の設置場所が雪により埋まり、設備の交換作業ができない。
  - （6）屋根から下ろした雪が住宅の側面に大量にあり、これ以上屋根雪を下ろすことができない。
- ※日常的な除雪を行うものではなく、あくまでも住家倒壊等の危険性を排除するため、「救助」として当面の日常生活に最低限必要な場所を対象として実施するものです。

### 3 除雪の範囲

- ・住家の屋根
  - ・玄関などの出入口へのアプローチの確保
  - ・屋根から下した雪や玄関前の雪等の運搬
- ※現地調査（倒壊や破損、落雪の危険性等）し、判断します。

### 4 申込方法

- ・電話 専用回線（924-7080）で受付
- ・直接申込の場合は、別紙により郡山市役所本庁舎北1号棟2階、湖南行政センター、熱海行政センター窓口で受付

### 5 受付期間

2月15日（土）から2月21日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで  
※土曜日、日曜日でも受付します。

### 6 対象とならないもの

- ・物置、車庫、店舗などの住家以外の建物の除雪（※住家であっても貸家は対象外です）
- ・玄関までの通路を除く、庭、駐車場等の除雪
- ・自力で雪下ろし等ができる場合
- ・親族等の身内や知り合いなど、雪下ろしができる人がいる場合
- ・自らの資力で業者に依頼できる場合

### 7 問い合わせ先 924-7080（専用回線）



2 自力で除雪等ができない。

( 高齢者 ・ 障がい者 ・ 対応できる家族がない ・ その他 )

※状況を具体的に記入してください。

3 事業者へ依頼する資力がない。

( 住民税非課税世帯 ・ その他 )

※その他の場合、世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的に記入してください。

市処理欄